



において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から法第113条の3第3項の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の規定により徴収する特別徴収金の額は、機構関連事業につき法第91条第6項の規定により市が負担する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によって当該特別徴収金の徴収に係る土地が受ける利益を勘案して市長が定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により徴収する特別徴収金の時期及び方法は、市長が別に定める。

（分担金及び特別徴収金の減免等）

第4条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めたときは、第2条第1項の規定により徴収する分担金及び前条第1項の規定により徴収する特別徴収金を減額し、免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（委任）

第5条 （略）

（分担金 \_\_\_\_\_ の減免等）

第3条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めたときは、前条第1項の規定により徴収する分担金

\_\_\_\_\_を減額し、又は免除し、又はその徴収を猶予することができる。

（委任）

第4条 （略）

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

県営土地改良事業の施行に当たり、土地改良法に基づく特別徴収金を徴収することができるよう、所要の改正を行うため。